

業務独占資格：業務独占資格は、有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。
例）医師、看護師、薬剤師 など

○国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を習得していることを国又は都道府県が確認する必要があるもの。

	根拠条文	人数
医師	<p>【医師法（昭和23年法律第201号）】</p> <p>第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。</p>	<p>* 登録者数 327,210人（平成30年12月末時点） （医師・歯科医師・薬剤師統計）</p>
看護師	<p>【保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）】</p> <p>第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。</p>	<p>* 就業者数 1,210,665人（平成28年時点） （厚生労働省医政局看護課調べ）</p>
薬剤師	<p>【薬剤師法（昭和35年法律第146号）】</p> <p>第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。</p>	<p>* 登録者数 311,289人（平成30年12月末時点） （医師・歯科医師・薬剤師統計）</p>

名称独占資格：有資格者以外はその名称を用いて業務を行うことが認められていない資格。
例）保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師 など

- 一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保する必要があるもの。
- 有資格者以外の者に対して、当該資格の名称を用いて業務を行うことを禁ずることにより、事業主や利用者等にとって質の高い者の選択が容易となる。

保育士	<p>【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】</p> <p>第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第18条の23 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	<p>* 登録者数 1,598,556人（平成31年4月1日時点） (厚生労働省子ども家庭局調べ)</p>
社会福祉士	<p>【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】</p> <p>第2条第1項 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者との他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第48条第1項 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。</p>	<p>* 登録者数 238,821人（令和元年12月末時点） (厚生労働省HP)</p>
介護福祉士	<p>【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】</p> <p>第2条第2項 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第48条第2項 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。</p>	<p>* 登録者数 1,693,165人（令和元年時点） (厚生労働省HP)</p>
精神保健福祉士	<p>【精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）】</p> <p>第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。</p> <p>第42条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。</p>	<p>* 登録者数 86,763人（令和2年1月末時点） (社会福祉振興・試験センターHP)</p>
公認心理師	<p>【公認心理師法（平成27年法律第68号）】</p> <p>第2条 この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。 四 心の健康に関する知識の普及を図るために教育及び情報の提供を行うこと。 <p>第44条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。</p>	<p>* 登録者数 34,170人（令和元年12月末現在） (日本心理研修センターHP)</p>

任用資格等

家庭裁判所調査官	【裁判所法（昭和22年法律第59号）】 第61条の2 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。 第61条の3 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官補を置く。	—
建築主事 (建築基準適合判定資格者)	【建築基準法（昭和25年法律第201号）】 第4条第1項 政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 第2項 市町村（前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。 第5項 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第1項又は第2項の規定によつて建築主事を置いた市町村の区域外における建築物に係る第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 第77条の24第1項 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施せなければならぬ。 第2項 確認検査員は、第77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。	1,460人（平成29年度末） (国土交通省「建築基準法施行関係統計報告集計」)
障害者職業カウンセラー	【障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）】 第24条第1項 機構は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならない。 第2項 障害者職業カウンセラーは、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならない。	* 障害者職業センター配置者数 313人（令和元年4月現在） (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による)
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	【介護保険法（平成9年法律第123号）】 第7条第5項 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な（中略）サービス（中略）を利用できるよう（中略）サービス事業を行う者（中略）等との連絡調整等を行ふ者であつて、（中略）要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。 第69条の2第1項 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。（後略）	* 従事者数（実数）197,230人 (平成29年10月1日現在) (介護サービス施設・事業所調査)

団体による認定資格

スクールソーシャルワーカー	【学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）】 第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。 【文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」（平成25年4月1日）】 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であつて、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。 ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動 【文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」（「教育相談等に関する調査研究協力者会議」報告）（平成29年1月）】 SSWの資格は、①社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者が適当で、かつSSW教育課程修了者（※）、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を修了した者がより適当である。 （※）一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が定める認定課程を修了した者	2,377人 (平成30年度実績) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
---------------	--	---